

マスコミが報道しない真実⑥ 労働組合活動、労働三権への理解不足を指摘

2018年以降、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(関生支部)に対して加えられている大弾圧。労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権は憲法28条で保障され、刑法免責も規定されている。法で認められている労働組合活動がなぜ犯罪とされるのか。前執行委員長の武建三氏は審二審で下された不当判決に対して控訴、上告を行ない闘う決意を示している。その最高裁への「上告趣意書」を数回に分けて掲載する。今回は連載第6回目(最終回)。

上告趣意書 2023年8月10日

【前号からの続き】 訴法411条3号。

(4) 結論

したがって、4月18日以降の組合活動について契約獲得目的を認めた原判決には、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があり、これを破棄しなければならぬ(刑

5 判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認(その2)
(1) 原判決「共謀についての事実誤認」(1)につき

原判決は、「本件は、関生支部組合員らと湖東



「正当な労働組合活動を犯罪にするな!」(2021年・大阪地裁前で)

ウトの工場を各地域の協同組合に加盟をさせよ」とあると認めるところである(第27回公判木下調書9頁)。さらに、木下は、産業政策運動は「生



最高裁判所(東京都千代田区)

協組関係者らが意思を相通じて契約獲得の目的で組織的、計画的に原判決別表の恐喝行為をしたという事実」と認定する(原判決18頁)。

しかし、本件はそのような事実ではない。

湖東協組関係者らの意思はともかく、関生支部組合員らは、産業政策運動のためにコンプラ活動を行っていたにすぎない。目先の契約を獲得しても、それは産業政策運動ではない。なぜなら、関生支部における産業政策運動は、アウト業者を策運動に加入させることによつて、アウト業者をなくすことが目的であるところ、目先の契約を獲得変更したとしても、その後もアウト業者が生コンの安売りを続ければ何の意味もないからである。

この点、関生支部で熱心にコンプラ活動を行ってきたにもかかわらず検察側証人として出廷した木下も、アウト対策とは「ア

ウトの工場を各地域の協同組合に加盟をさせよ」とあると認めるところである(第27回公判木下調書9頁)。さらに、木下は、産業政策運動は「生

コン業界の安定を図るという部分とアウト対策をして生コン価格の値上げを待ち取るという部分がかち取るといった部分が産業政策運動の「一部」で、生コンの価格統制をすることが必要であり、そのことが労働者の労働条件を改善することにつながる(原判決18頁)。

この労使協調路線というのには、経営基盤が脆弱な生コン製造会社は、生コン販売においてゼネコンに安く買いたたかれてしまうため、労使が一体となつてゼネコンに対峙して、生コンの買いたたきを防ぐというものである。ここで重要なのは、生コン価格を上げるためには、生コン会社は協同組合に加入して生コン価格を統制することが必要だということである。なぜなら、安売りを生コン会社があるれば、価格統制は出来ず、ゼネコンは安売りを生コン会社から購入することになるからである。し

とも、そこで働く労働者のみならず、生コン輸送に従事する関生支部組合員の労働条件の向上を目指してきたのである。しかも、2023(令和5)年3月6日の大阪高裁判決が正当に判示したとおり、関生支部は産業別労働組合であるから、労使関係がなくとも、生コン輸送業に従事する関生支部組合員の労働条件改善のために、生コン価格を安定させて生コン業界全体の安定を図るといふ産業政策運動を押し進めてきたのである。

以上のとおり、「本件は、関生支部組合員らと湖東協組関係者らが意思を相通じて契約獲得の目的で組織的、計画的に原判決別表の恐喝行為をしたという事実」などではなく、被告人をはじめとした関生支部組合員ら、産業政策運動を推し進めた事実であつて、そのことは、検察側証人である木下も認めているところである。

また、原判決は同頁で、「被告人は、関生支部の執行委員長として、従前からの湖東地域におけるアウト対策の状況(中略)を受けるなどとして知っていたことが認められる。」と認定する。たしかに、執行委員会では、各ブロックにおける取組状況は報告されていたから、湖東ブ

ックでコンプラ活動が行われていたことは報告されていたとしても、「チェリオ2期工事においてアウト社が生コン供給契約を受注しており、これに対してコンプラ活動等のアウト対策が行われていること」までは報告されていたわけではない。執行委員会では報告されなかった。執行委員会は、

組合の現状を把握して今後の運動を検討する会議である以上、ブロックごとの取組が報告されることはあつても、ブロック内の現場の状況まで報告されることはなかったのである。

仮に、被告人がチェリオ2期工事でのコンプラ活動を認識していたとしても、そのことから、恐喝の共謀があつたと認定することはできない。なぜなら、コンプラ活動やアウト対策は、アウト業者をインにすることを目的として行われるから、その事実を知っていたとしても、恐喝までを認識していたことにはならないからである。コンプラ活動やアウト対策が恐喝の実行行為とされるのであれば、関生支部組合員らが起訴されている他の事件も恐喝罪で起訴されるはずであるが、フジタ事件以外はいずれも威力業務妨害事件で起訴され、恐喝罪では起訴されていない。フジタ事件が恐喝罪で起訴されているのは、北川による「大変なことになるですよ」「大阪でも何かあるかもしれませんよ」との発言があつたからである。この北川による発言の存在が、他の威力業務妨害事件とは決定的に異なる。そして、証拠上、この北川発言について、城野と北川の通謀は認定できるとしても、北川と被告人との通謀を示す証拠は一切ない。

したがって、いずれにしても、被告人と共犯者らとの間に恐喝についての意思の連絡は認められない。原判決は、「被告人が平成29年6月23日に湖東協組の副理事長と理事から同行時の生コン供給契約を獲得したという話を聞いて肯定的な態度を示すなどしたという事実も認められる」と認定する。しかし、被告人が朝夷及び北川と会食して、獲得依頼を了承したとの点は、検察官の冒頭陳述での指摘と明らかに異なる。すなわち、原原審の検察官冒頭陳述要旨第3の2記載のとおり(3頁末尾)、「朝夷、北川及び奥は、第二期工事を失注したことに危機感を募らせており、第二期工事に係る生コン供給契約は是非とも獲得したいなどと考え、平成28年末頃、被告人武に対し、本件工事に係る生コン供給契約の獲得を依頼し、被告人武は、これを了承した。」となつており、上記の平成29年6月23日よりも半年以上前に被告人と話したことになっている。なぜ、検察官が平成28年末頃に北川らが被告人と会つたことにしたかといえ、それは、湖東協組が藤田商事に営業をかけたうとしていた時点の共謀がないと不自然だからである。(3面へ)